

三重県時短要請等協力金（第6期）早期支給に関するQ&A

最終更新日 令和4年1月27日

最終更新日 令和4年1月28日

最終更新日 令和4年2月10日

Q1 早期支給の要件に、第1期から第5期の協力金の受給実績があることが求められているが、今回初めて協力金を申請する場合対象とならないのか。

A1 早期支給の対象となるには、第1期～第5期のいずれかに協力金の受給実績があることが要件となっていますので、第6期から初めて申請していただく方は早期支給を申請することはできません。

申し訳ございませんがご理解いただきますようお願いいたします。

Q2 第1期～第5期の協力金に申請したが、第1期が不支給となった。この場合、早期支給はできるのか？

A2 第1期～第5期のうち、一つでも不支給となったものがある場合は、早期支給の対象外です。要請期間終了後の本申請を行うことは可能ですので、本申請をご申請ください。なお、1～5期で審査中のものがある場合も、早期支給の対象となりますが、早期支給の申請をしていることを理由に、審査を優先して行うことはありませんので、ご承知おきください。

Q3 第1期～第4期には申し込んでおらず、第5期の協力金について申請し、審査中であるが、早期支給の対象となるか？

A3 第1期～第4期のいずれかで受給実績がない場合は、早期支給の対象とはなりません。

Q4 早期支給される金額と、その計算根拠を教えてください。

(令和4年2月10日更新)

A4 早期支給については、国からの通知により、期間については要請期間の前半分を上限とし、1日当たりの単価については都道府県における売上高方式の下限額を上限とする旨が定められていますので、それに沿って算定しています。

具体的には、三重県が各地域に対して最初に時短要請等を行った期間の前半分に相当する日数分について、売上高方式の下限額である日額2万5千円を単価として算定しました。

(計算例：1店舗あたり)

①当初指定地域の12市12町

要請期間：1月21日～2月13日（24日間）

2万5千円 × 12日分 = 30万円

②追加指定地域の2市3町

要請期間：1月31日～2月13日（14日間）
2万5千円 × 7日分 = 17万5千円

を、早期支給します。

なお、早期支給した金額を除く残額については、2月14日以降の延長分も含め要請期間終了後の本申請を申請いただき、審査ののちに支給します。

Q 5 早期支給は必ずしなければならないのか？

A 5 早期支給を申し込まず、要請期間終了後に、全額を一括で申請し受け取っていただくことも可能です。本申請の申請方法等は、要請期間終了後に改めてご案内します。

なお、早期支給をしていただく場合としていただかない場合で、支払われる協力金の金額に違いはありません。

Q 6 本申請の手続きはどうすればよいか？また、早期支給の申請を行った後、本申請を行わない場合はどうなるのか。

A 6 本申請の手続きについては、要請期間終了後速やかに公表させていただきます。

なお、期限までに本申請をしていただかない場合、協力金の申請を辞退したものとみなされ、残額が支給されないだけでなく、早期支給でお支払いした分を含めて全額を返還していただくこととなりますので、早期支給を申請した場合は、必ず本申請をしていただきますようお願いいたします。

Q 7 早期支給に申し込んだ場合、振り込まれるのはいつ頃か？

A 7 申請書受付後、不備がなければ概ね2週間以内を目途にお支払いする予定です。

Q 8 第1期～第5期の協力金でまだ支給を受けていない分がある。この場合、早期支給分の支払いも遅れるのか？

A 8 第1期～第5期の協力金でまだ支給を受けていない分がある場合でも、早期支給に関する手続きは別に行いますので、そのことを理由に早期支給の支払いが遅れることはありません。このため、第1期～第5期と早期支給分で、支払いの順番が逆転する可能性があります。ご理解いただきますようお願いいたします。

Q 9 前回の時短要請期間の後に新規開業した店舗があるため、今回から新しく店舗が増えたが、この店舗については早期支給の対象となるか？

A 9 支給要件を満たしていれば、新規開業した店舗についても早期支給の対象となります。この場合、その旨を申告する書類（別紙2）とともに、新規開業したことが分かる資料（開店を告知するチラシ、ホームページの写し、店舗の外観写真など）を添付していただく必要があります。

Q 1 0 前回の時短要請期間の後に閉店した店舗があり、店舗数が減った場合や、店舗を移転した場合などはどうすればよいか？

A 1 0 店舗の閉店や移転があった場合は、その旨を申告する書類（別紙2）を添付してください。

Q 1 1 早期支給を受けた後、本申請を売上高減少額方式で行うことはできるか？

A 1 1 早期支給を受けられた方が本申請を売上高減少額方式で申請することはできません。本申請を売上高減少額方式で申請をされる予定の方は、早期支給の対象外となります。

Q 1 2 早期支給の対象外となったら、本申請も行うことはできないのか？

A 1 2 早期支給の対象外となる場合であっても、本申請を行うことは可能です。この場合、協力金の支給要件を満たしていれば、協力金の支給を受けることができます。本申請の申請方法等は、要請期間終了後に改めてご案内します。

なお、早期支給を希望していただく場合としていただかない場合で、支払われる協力金の金額に違いはありません。

Q 1 3 受付期間に間に合わなかったが、早期支給は受けられるのか。

A 1 3 受付期間中に申請できなかった場合、早期支給の対象となりません。本申請を行うことは可能ですので本申請を行ってください。（支給総額に違いはありません。）

Q 1 4 1月21日（又は1月31日）から時短営業を始めていないと早期支給を受けられないか。（令和4年1月28日更新）

A 1 4 準備期間である1月24日（又は2月1日）までに時短営業を始めていただければ早期支給の対象になります。

Q 1 5 当初重点措置区域に指定された地域（12市12町）と、追加指定された地域（2市3町）の両方に店舗があるが申請方法はどうか。（令和4年1月28日更新）

A 1 5 当初指定地域の店舗分と、東紀州地域の店舗分は分けて申請書を作成し申請してください。

Q 1 6 早期支給の申請期間が延長されたが金額はどうなるのか。（令和4年2月10日更新）

A 1 6 今回は、県内全域においてまん延防止等重点措置が延長されたことに伴って早期支給の申請期間を延長しましたが、早期支給の支給金額には変わりはありません。